

〈書評〉

Allen Wood

*Formulas of the Moral Law*

(Cambridge UP, 2017)

平出 喜代恵

Allen Wood, *Formulas of the Moral Law*. Cambridge UP, 2017は、その書名と80ページ余りのコンパクトな装丁から、『道徳形而上学の基礎づけ』(以下『基礎づけ』と略記)の入門書であるかのように思われるかもしれない。しかし本書における定言命法の取り扱い、道徳哲学の文脈に限定されるものではない。したがって、カント哲学とその影響を広範にわたって概説する狙いで立ち上げられた *Cambridge Elements in the Philosophy of Immanuel Kant* シリーズ一作目にふさわしい著作と言えよう。著者のウッドは現在インディアナ大学ブルーミントン校教授を勤めており、本シリーズの編集長のひとりでもある。

周知のとおり、『基礎づけ』の目的は「道徳性の最上の原理を探求し、それを確立する」ことである(IV 392)。本書の出発点は、この問題構制の背景にある、カントの時代に道徳の原理に求められていた役割——道徳的正不正の判定規準——に異論を唱えるカントの姿勢である。もっとも、現代にもこうした道徳の原理理解は根強く残っている。それどころかカントの意に反して、普遍的法則の法式を道徳的正不正の判定規準としての道徳の原理とみなす立場がある。そこで本書は、カントの道徳哲学そのものの解釈にも通じるこうした誤解を一掃すべく、定言命法の諸法式それぞれの意義、とりわけ普遍的法則の法式に委ねられた役割を解明していく。

本書の構成を概観しよう。まず「諸法式の体系」と題される第一部で『基礎づけ』の概要と論点が整理されたのち、第二部以下で定言命法の諸法式5つと義務の実例4つの考察が続く。諸法式の数え方は論者によってさまざまだが、本書はペイトン以来の慣例にしたがって、「普遍的法則の法式」とその派生式「自然法則の法式」を合わせて「第一法式」、「目的それ自体としての人間性の法式」を「第二法式」、「自律の法式」とその派生式「目的の国の法式」を合わせて「第三法式」と数えている。

第二部「普遍的法則」では、諸法式の考察に先んじて本書の出発点が検証される。すなわち、カントが道徳の原理をめぐる既述の立場には与しえないことの確認作業である。そのさい著者は、自らの行為の道徳的正不正の判定規準を欲しがるとの魂胆を探る。それによれば、カントの考えでは、人間誰も常識によって自らの行為の道徳的正不正を判定できる。にもかかわらず規準を要求するのは、自らの行為が不正であるとわかっていながら、それをどうにか正当化しようと企んでいるからである、と。

以上のように、道徳の原理が行為の道徳的正不正を判定するためのものではないことを確認したのち、第二部の表題どおり、第一法式2つと義務の実例4つの考察が続く。注目すべきはその分量、本書の実に6割にあたる48ページがここに充てられている点である。なるほど、カント自身が普遍的法則の法式を道徳的「判定の規準」(IV 404)と呼称することも、本法式を道徳的正不正の判定規準としての道徳の原理とみなす誤解が生じる一因であろう。著者の整理では、第一法式の役割は一般に、格率の普遍的許容可能性を吟味することと理解されている。しかし著者は、そ

こに付される義務の実例4つの共通点に着目する。いずれも、きわめて特殊な状況の下で、ひとりの人間が、自らのみを義務の例外としてよいか苦悩するさまを描出しているのだ。特殊な場面において或る格率を採用してよいかどうか道徳的に判定するのは、それに直面している当事者しかいない。もっとも、人間は有限な理性的存在者にすぎないのだから、自分だけに甘い道徳的判定を下すかもしれない。この道徳的墮落を防止する作用を、著者は第一法式に与えている。

続く第三部で、残りの法式の役割が検討される。著者は第二法式の「目的それ自体」を、人間がそれを目指すよう義務づけられるものとして理解する。それゆえ本法式には、人間に対して定言命法を遵守する動機づけを与える役割が見定められる。この第二法式と第一法式との結合である第三法式は、その吟味を経た格率には人間に遵守するよう迫ってくる力があることに注意が向けられる。著者の指摘では、『基礎づけ』で探求される道徳性の最上の原理とは、第三法式、なかでもより抽象的で厳格な自律の法式を指す。

諸法式はそれぞれ独自の役割を担っている。このことを強調したうえで、著者は最終部である第四部において道徳の原理の役割を再検討する。著者が注目するのは、諸法式を同等だとするカントの叙述である(IV 436)。著者は、この叙述を全法式が同等に作用するという意味で理解してはならないと警告する。なぜなら、その場合には全法式が一様に格率や行為の道徳的正不正を判定すると想定されることになるからである。既存のモノサシを満たしさえすれば道徳的に善く生きられるという発想は、カントの描き出す人間像と相容れない。カントにおいて人間は、傾向性から逃れられないにもかかわらず、しかしなお有徳な生へと自らを牽引するよう義務づけられている。

以上に見るように、本書は主に諸法式、とりわけ第一法式の意義の解明に取り組むものである。そこから『基礎づけ』執筆に至ったカントの問題意識に立ち戻ることによって、人間が自らの行為について下す道徳的判定こそがカントの道徳哲学において重要であることを裏づけるとともに、いっそう広い文脈、カントの道徳哲学全体の解釈へとつなげている。しかし本書はまた、諸法式それ自体のみならず、そこに付された義務の実例にも説得的な解釈を提供している。なかでも本書評では、自然法則の法式に付された義務の実例をめぐる解釈を取り上げたい。

カントは或る格率が自然法則の法式に適合するかどうか、4つの義務区分にしたがって吟味する。だが、とりわけ不完全義務2つの実例の説得力には懐疑的な目が向けられがちである。一般的な理解にしたがって整理すれば、カントが不完全義務の実例で吟味した格率とその棄却理由は以下のとおりである。

- (1) ひととは才能を開発する義務を放棄してよいか。それはいけない。なぜなら、理性的存在者は自らの才能を開発する意欲をもって当然だからだ。
- (2) ひととは慈善の義務を放棄してよいか。それはいけない。そんなことをすれば、自分が苦境に陥ったときに誰も助けられなくなってしまう。

これらに対して、(1)は理性的という語の多義性に依拠する論証にすぎず、(2)は義務論的ではなく自己利益に訴えているとして、その論証の脆弱性が指摘されてきた。だが著者は、第一法式を理性的存在者としてのひとりの人間が自らの行為について道徳的判定を下す際の羅針盤として解釈する立場から、以下のように実例の論点を整理する。

- (1')この事例は、自らの或る才能を開発する義務を放棄してよいか悩むひとりの人間を描き出している。こうした悩みが生じるのは、その才能が安楽に生きていくのに役立つと確信しているからこそである。ところで人間が理性的存在者であるというのは、目的を設定し、それに向けて合理的な手段を選択する能力をもつという意味である。したがって、望ましいに違いない安楽な生活のための手段を取って放棄するのは、自らを理性的存在者として扱っていないことであり、現状に矛盾する。道具的観点からも不合理である。
- (2')この事例は、目の前にいる他人の不幸に関心でいてよいか悩むひとりの人間を描き出している。こうした悩みを抱える当事者は、現時点では順調な生活を送っているに違いない。ところでカントの考えでは、人間は相互依存的な存在者であり、順調な生活を送るひとは少なからず他者の共感を得ている。したがって、他人の不幸に関心であることは、自らの現状の成立を不可能にすることであり、不合理である。

以上のような論理にしたがって、著者は自然法則の法式とそれに付された義務の実例を、人間が自らの行為について下す道徳的判定をキーワードとして整合的に解釈する道筋をつけた。不完全義務には完全遂行の基準がなく、その拘束力は状況次第である。それゆえにこそ、ひとりの人間が自らの行為について下す道徳的判定を考察するときの有効な手段となる。以上の再解釈によって、疑念の多い不完全義務はむしろ第一法式の役割を如実に表すものとして示されたことになる。

一方、著者の分析には疑問に思う点もある。それは、こうした道徳的判定の誤謬可能性を認めつつ、しかし咎なしとする理由である。著者によれば、誤判定もまた良心にしたがって下されたものであるがゆえ、それに対して人間は道徳的責任を負わない。だが、カントは誤った道徳的判定の言い逃れのために良心に言及したのだろうか。『徳の形而上学的定礎』に展開される良心論を見る限り、カントは良心(カントはこれを「内的法廷」とも呼ぶ)を、道徳的努力を放棄しかねない自己を諫めるものとして描き出している。そもそもカントの描き出す内的法廷には、二世界論に基づいて、被告として裁かれる自己(感性的存在者)と原告として裁く自己(叡知的存在者)とが出廷する。したがってカントの良心論を、叡知界への言及なしに、生身の人間による特殊的な道徳的判定に直接的に援用することはできないはずである。

良心概念に限らず、本書は一貫して生身の人間の義務意識に焦点をあて、二世界論にできるだけ立ち入らない。なるほど、常識に定位して道徳性の最上の原理を探求する『基礎づけ』の解釈に際して、あるいは形而上学的思索が好まれない現代には受け入れられやすい手法だろう。著者はこの方法論によって人間性概念の解釈も試みる。著者によれば、人間性とは生身の人間の理性的本性であり、文脈次第では人格や人間とも互換可能である。まさにこの意味での人間性が、第三法式を介して最高善や神の国への結びつく、と。だが、感性界には収まりきれない理念性としての人間性への言及は、本書のスタンスからすればいささか唐突だと言わざるを得ない。